

補助金名

# 創業サポート補助金



市内で新たに事業を開始する（新規創業、第二創業、企業内起業）企業等の事業活動に要する経費の一部を補助します。

補助対象  
事業

3年以上の事業計画を有し、センターが定める要件を満たす事業で法人設立後3年以内の企業または開業届後3年以内の個人及び創業予定者

次のすべてを満たす事業

- ・ 将来の雇用が見込まれる
- ・ 収益が見込まれ事業の継続が可能
- ・ 公序良俗に反する事業ではない
- ・ 市内で実施する事業
- ・ 創業予定者においては、補助金実績報告書提出前に開業届を提出すること等

補助対象  
経費

旅費、原材料費、設備費、賃借料、謝金、先行技術調査費、委託費、広報費、技術指導受入費、外注費、人件費（設計・ITのみ）、登記等費用、その他経費  
創業融資残額（令和6年度のみ）

補助率  
補助額

補助対象経費（税抜）の**2/3以内**  
創業融資残額の**1/20以内**（令和6年度のみ）  
上限 **50万円**

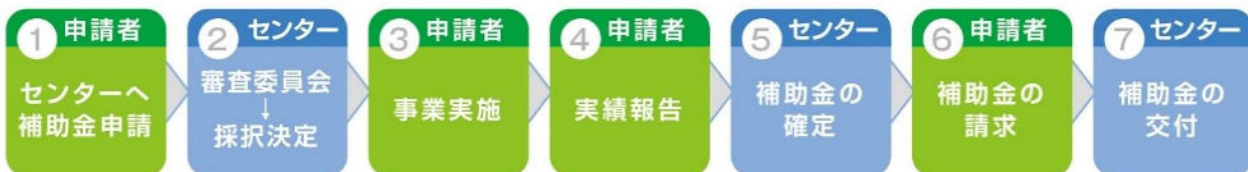
※補助金額は、千円未満を切り捨てます。

申請期間

1次募集：5月末  
2次募集：8月末  
3次募集：10月末

※予算により、追加募集を行わない場合があります。

補助金の流れ



このサポート補助金は「津山市内に本社又は主たる事業所若しくは工場を有する企業」が対象になります

